

# 国民健康保険制度の概要について

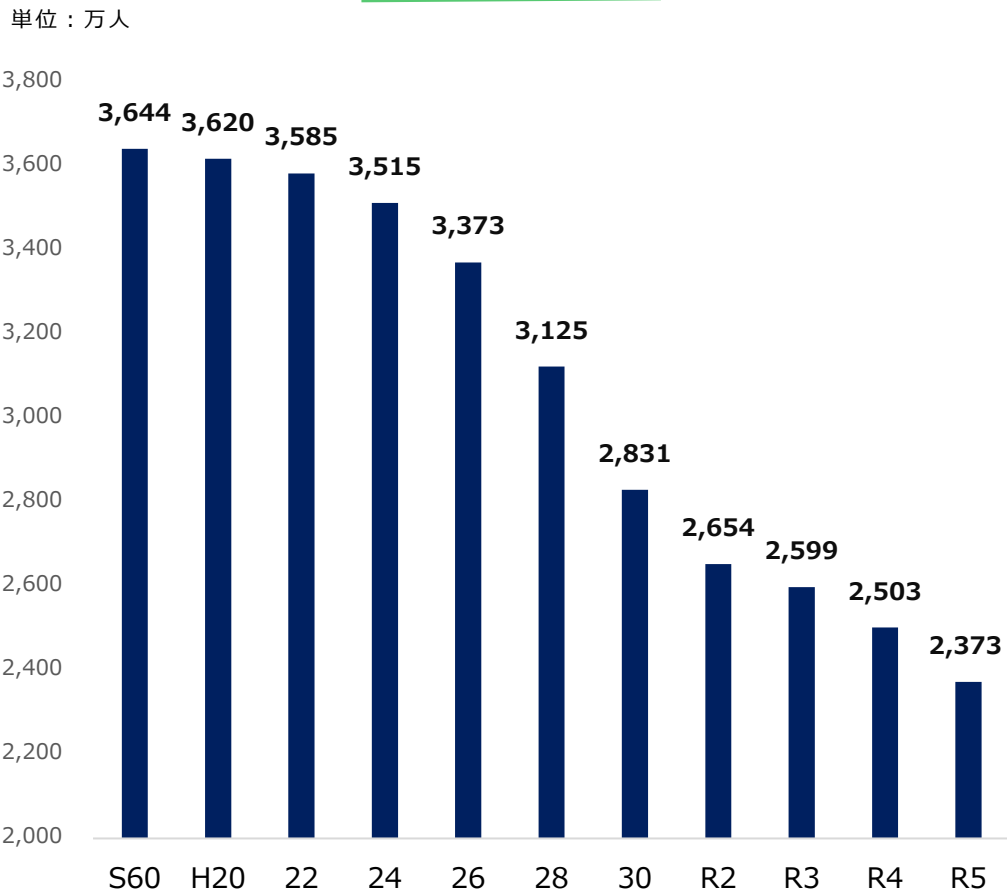


## **（１）市町村国保の現状について**

# 近年の被保険者数の減少と高齢化について

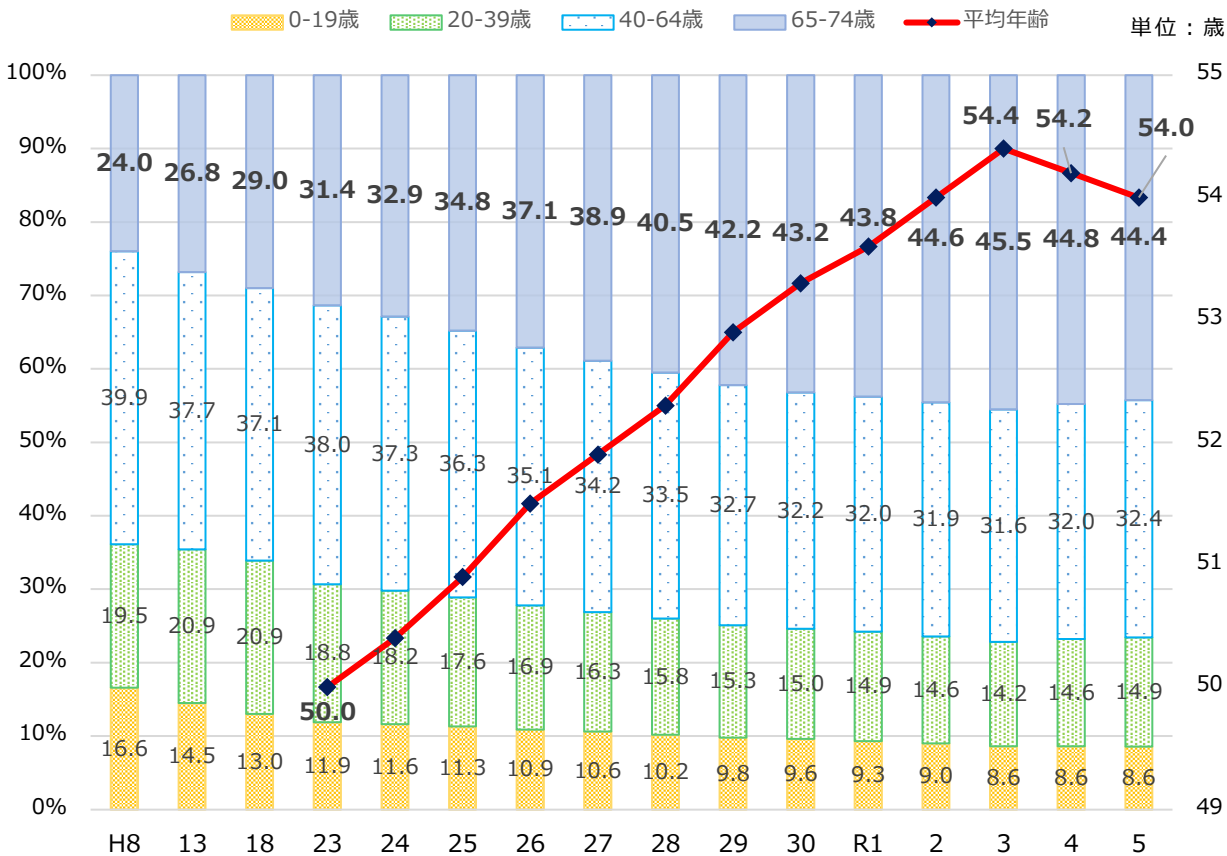
- 市町村国民健康保険の被保険者数は減少の一途をたどっており、平成29年度以降は3,000万人を割り込んでいます。
- 被保険者全体に占める、65歳から74歳までの割合が高く推移しており、令和5年度には44.4%となっています。
- 被保険者の平均年齢も高く推移しており、令和5年度には54.0歳となっています。

被保険者数の推移



出典：令和6年11月国民健康保険中央会発行「国保のすがた」（国民健康保険事業年報をもとに作成。被保険者数は年度平均。令和5年度は速報値）

年齢構成割合の推移



出典：令和7年3月13日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料参考資料（国民健康保険実態調査）※平成20年度に後期高齢者医療制度が廃止され、75歳以上は被保険者に含まれないこととなったため、平均年齢については平成23年度以降についてのみ記載。

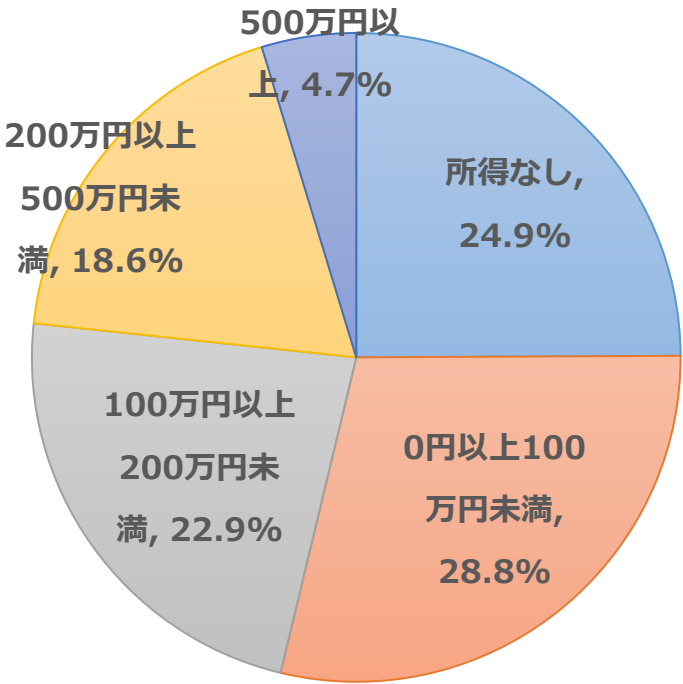
- 国民健康保険は、制度創設時には**農林水産業者及び自営業者が多くを占めていましたが**、ほかの医療保険に属さない全ての人を被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度改革などの影響を受けて、制度創設当時と比較すると高齢者の割合が増加するとともに、**農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者や被用者（非正規雇用者等）の割合が増加しています。**
- また、令和5年度において、**加入世帯の24.9%が所得なし、28.8%が0円以上100万円未満世帯となっています。**

職業構成の変化

| 世帯主の職業          | 昭和36年 | 世帯主の職業          | 令和4年  |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| 農林水産業           | 44.7% | 農林水産業           | 2.1%  |
| 自営業             | 24.2% | 自営業             | 16.5% |
| 被用者             | 13.9% | 被用者             | 32.0% |
| 無職<br>(年金所得者含む) | 9.4%  | 無職<br>(年金所得者含む) | 45.3% |
| その他             | 7.8%  | その他             | 4.0%  |



所得階層別割合（令和5年度）

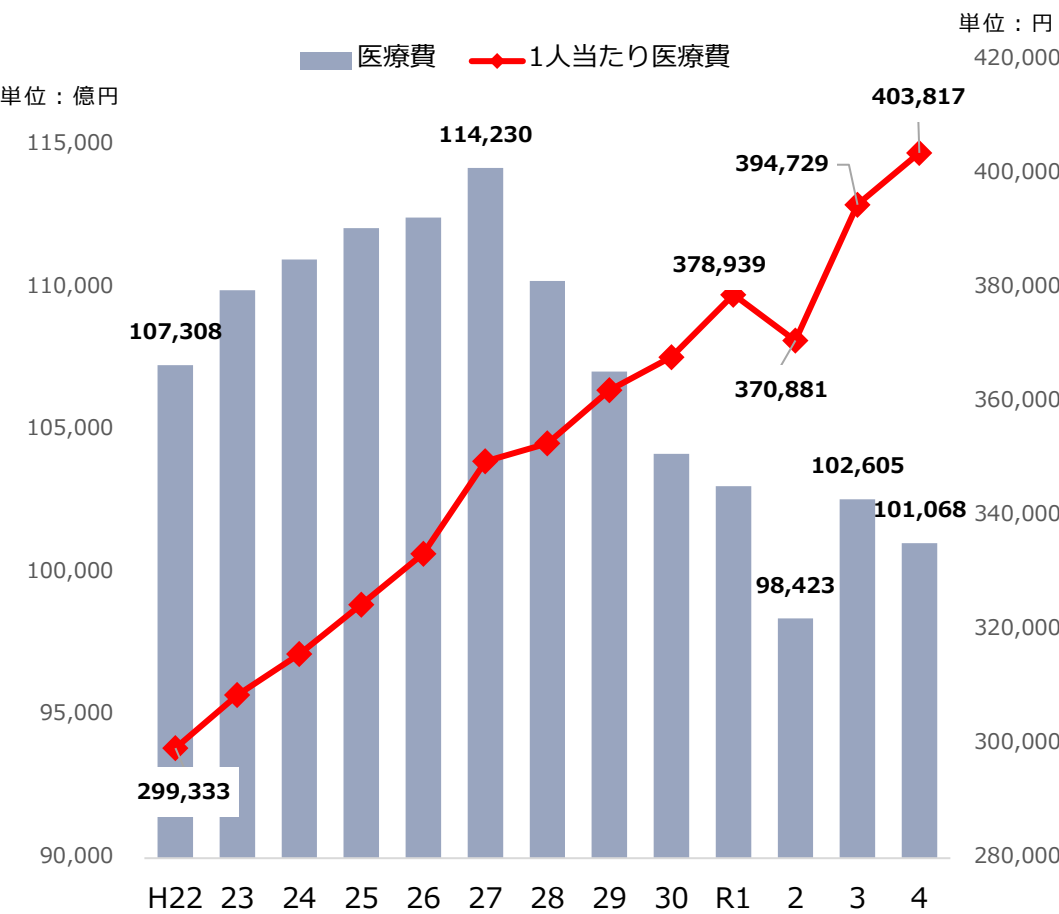


出典：令和6年11月国民健康保険中央会発行「国保のすがた」（厚生労働省資料をもとに作成）

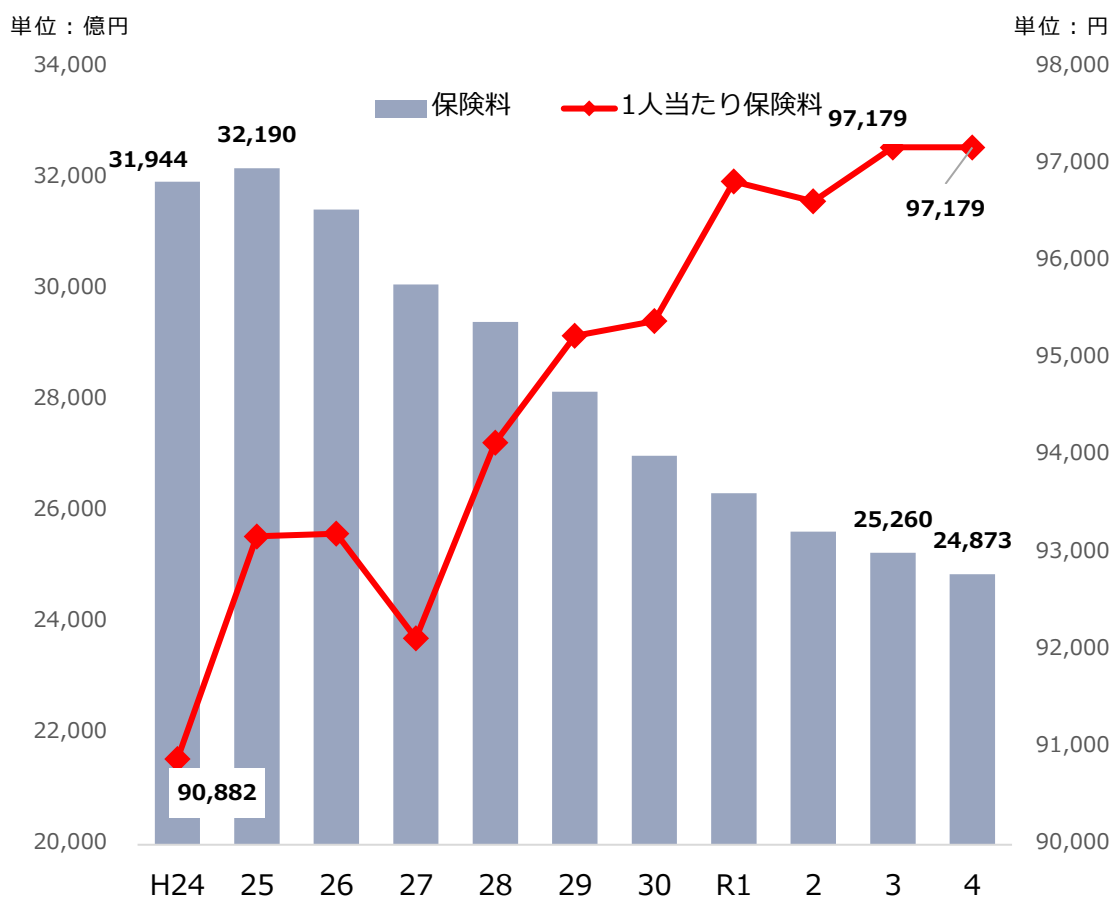
出典：令和7年3月13日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局  
長会議資料参考資料（国民健康保険実態調査）  
※「所得なし」世帯の収入は、給与収入世帯で65万円以下、年金収入世帯で120万円以下。

- 国民健康保険の医療費総額は**平成28年度以降減少傾向にあり**、令和4年度には 10兆1,068億円となっています。
- 1人当たり医療費については、**年々増加し**、令和4年度には403,817円となっています。
- 保険料調定額の総額は**減少傾向**となっている一方、**一人当たり保険料の調定額は増加傾向**にあります。

医療費の推移



保険料調定額の推移



出典：令和7年3月13日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局  
長会議資料（国民健康保険事業年報3月△2月診療ベース）

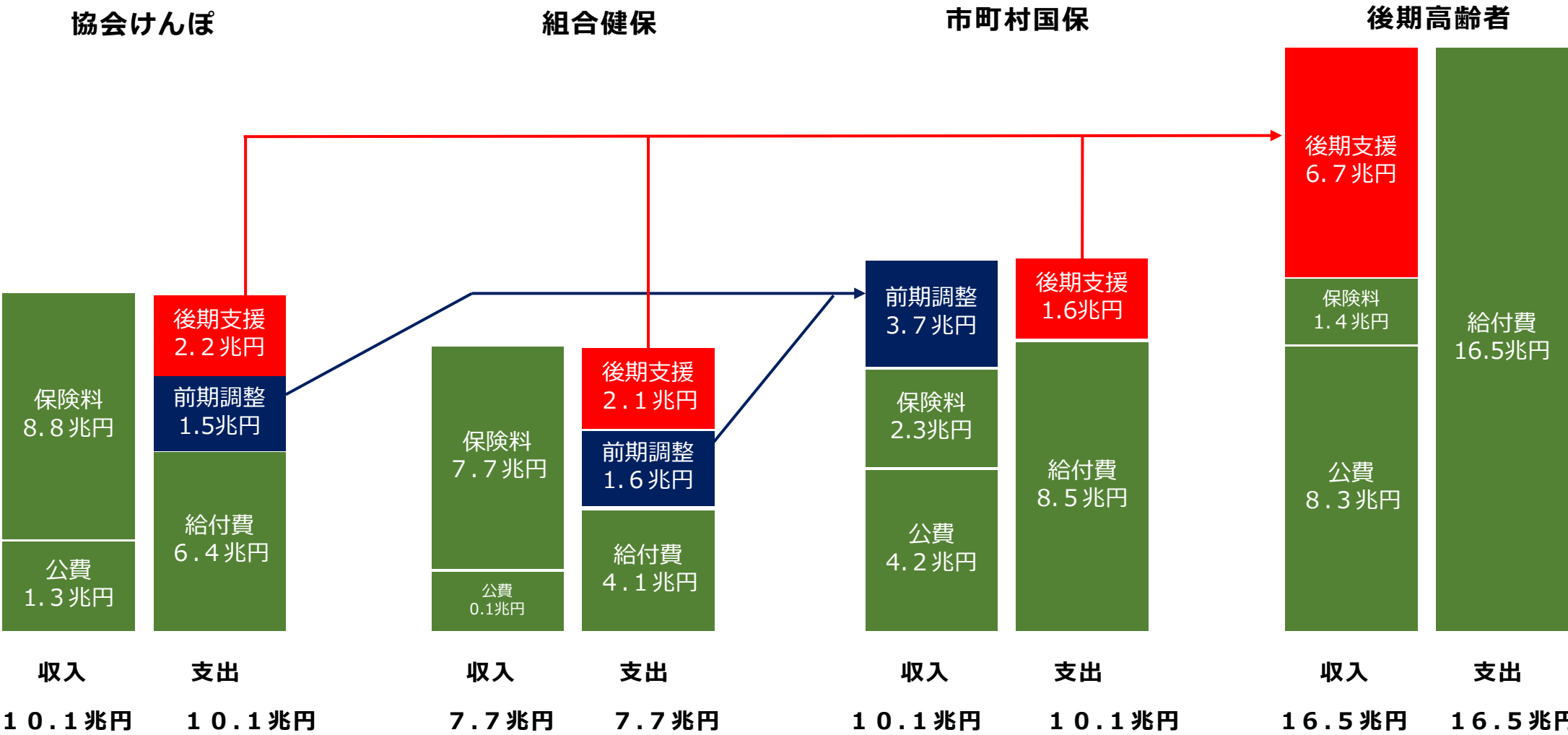
出典：令和6年11月国民健康保険中央会発行「国保のすがた」（国民健康保険事業年報をもとに作成）

○ 国民健康保険は、他制度と比較すると、**年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いほか、加入者の所得額に対する保険料負担も著しく高くなっています。**

|                                      | 国保（市町村）                   | 協会けんぽ                                         | 健康保険組合                                        |
|--------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 保険者数（令和5年3月末）                        | 1,716                     | 1                                             | 1,388                                         |
| 加入者数（令和5年3月末）                        | 2,413万人（1,636世帯）          | 3,944万人<br>被保険者2,480万人<br>被扶養者1,464万人         | 2,820万人<br>被保険者1,655万人<br>被扶養者1,165万人         |
| 加入者平均年齢（令和4年9月末）                     | 54.2歳                     | 38.9歳                                         | 35.9歳                                         |
| 65～74歳の割合（令和4年度）                     | 44.6%                     | 8.2%                                          | 3.5%                                          |
| 加入者1人当たり医療費（令和4年度）                   | 40.6万円                    | 20.4万円                                        | 18.4万円                                        |
| 加入者1人当たり平均所得<br>（令和4年度）              | 96万円<br>一世帯当たり143万円       | 175万円<br>一世帯当たり279万円                          | 245万円<br>一世帯当たり418万円                          |
| 加入者1人当たり平均保険料<br>（令和4年度）<br>〈事業主負担込〉 | 9.1万円<br>一世帯当たり13.6万円     | 12.5万円〈25.1万円〉<br>被保険者1人当たり<br>20.0万円〈39.9万円〉 | 13.9万円〈30.4万円〉<br>被保険者1人当たり<br>23.7万円〈51.9万円〉 |
| 保険料負担率                               | 9.5%                      | 7.2%                                          | 5.7%                                          |
| 公費負担                                 | 給付費等の50%<br>+ 保険料軽減等      | 給付費等の16.4%                                    | 後期高齢者支援金等の負担が重い保険<br>者等への補助                   |
| 公費負担額<br>（令和6年度予算ベース）                | 4兆1,353億円<br>（国2兆9,819億円） | 1兆1,344億円（全額国費）                               | 1,253億円（全額国費）                                 |

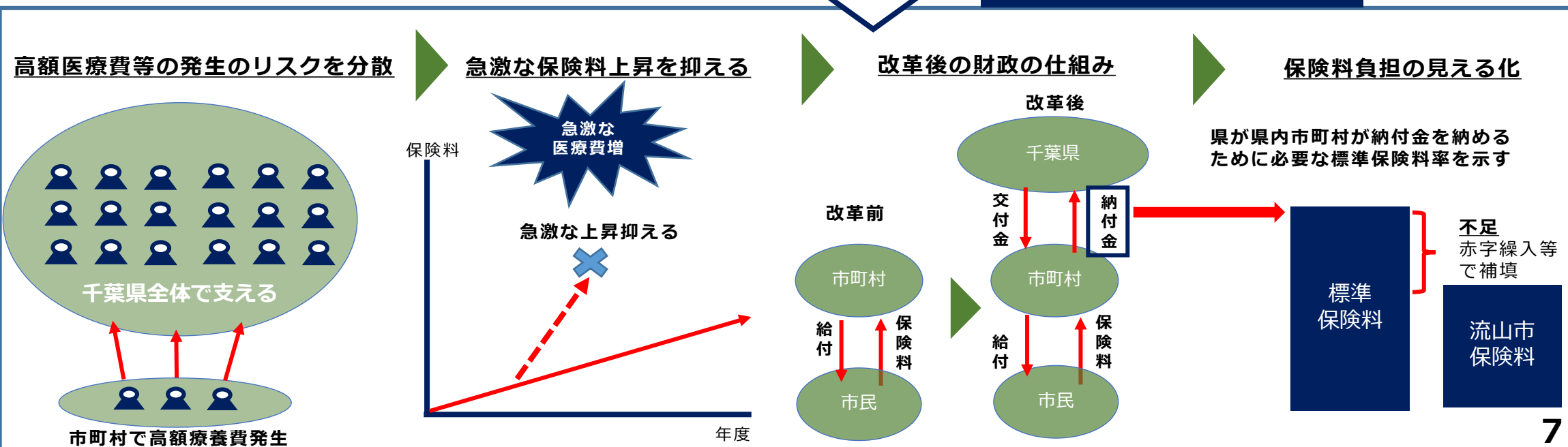
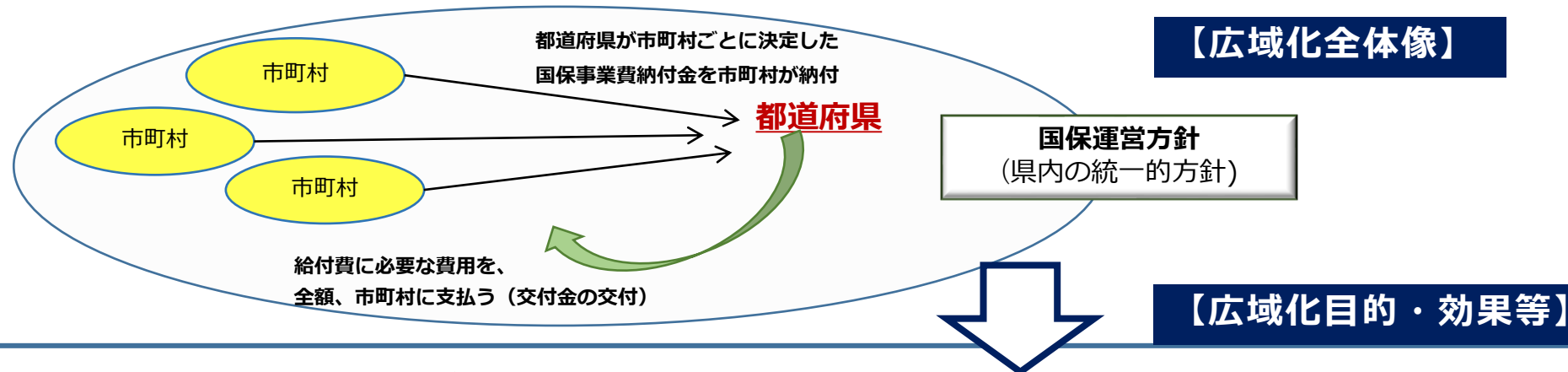
- 医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどによる財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みとなっています。➡ **前期調整額**
- また、後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担しています。 ➡ **後期支援金**

【令和 4 年度】



出典：令和 7 年 5 月 1 日 厚生労働省 医療保険部会資料  
前期調整額及び後期支援金の提出側の合計額と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（共済組合など）があるため

- 平成30年度の国保運営の広域化（市町村単位から都道府県単位へ）以降、県が市町村ごとに医療費水準や所得水準等に応じた事業費納付金の額を決定し、市町村は県から示された事業費納付金を県に納める仕組みとなっています。  
（＝医療分の場合。事業費納付金は医療分のほか、後期高齢者支援金分と介護納付金分の合計3区分で構成されています。）
- そして、県は市町村が納付した事業費納付金を財源として、保険給付費に必要な費用を全額、市町村に対して支払うこととなり、個々の市町村の保険給付費の増減が、直接的に市町村の収支に影響を及ぼさない仕組みとなっています。
- ➡ **高額医療費等の発生などの多様なリスクを県全体で分散。➡ 急激な保険料上昇が起きにくい仕組みとなる。**
- また、県が県内市町村に対し、納付金を納めるために必要な**市町村ごとの標準保険料率を提示・公表**することで、**保険料負担が見える化**されました。

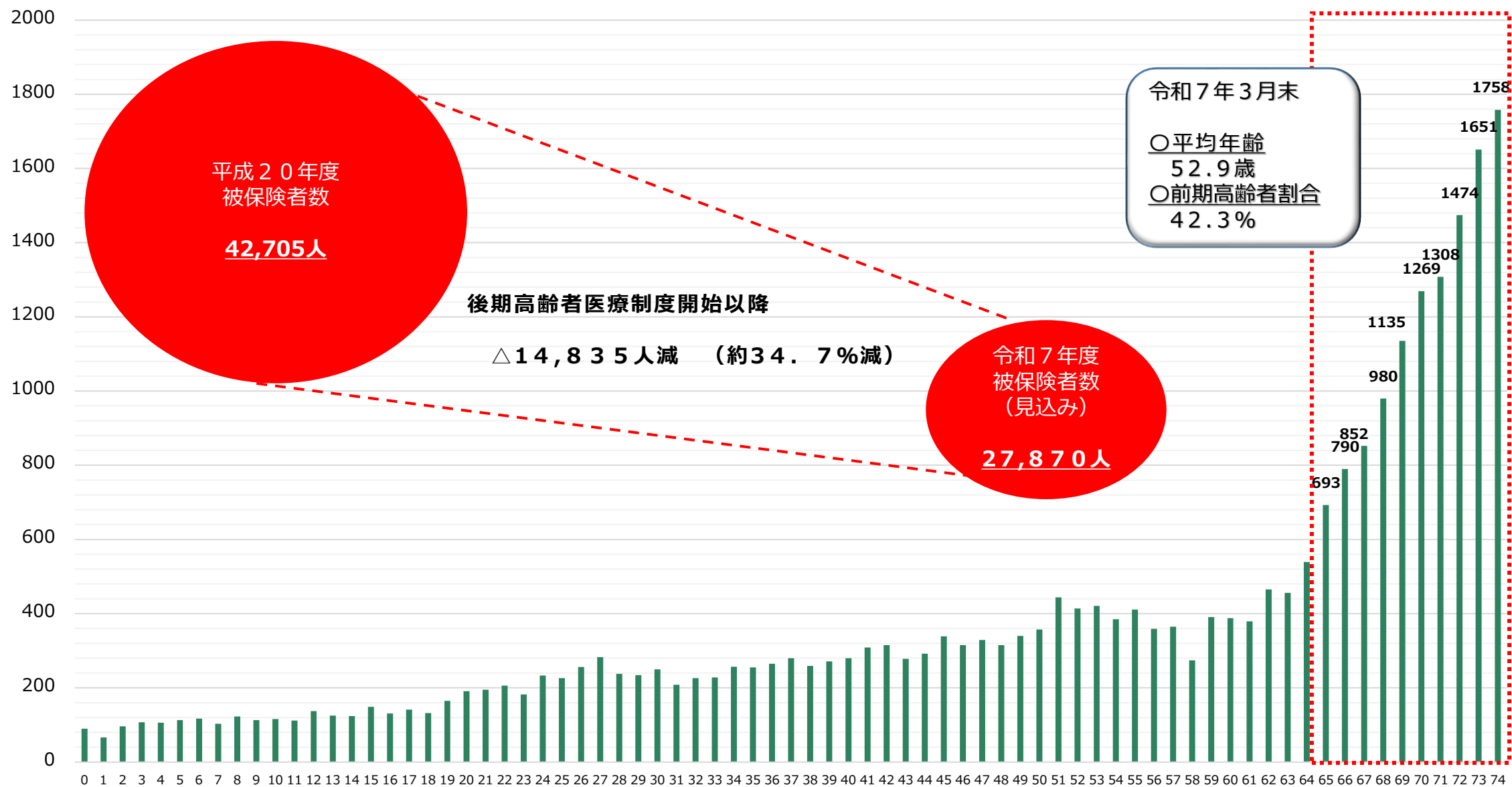


## **（２）流山市国保の現状について**

# 被保険者数の動向と年齢構成について

- **本市の被保険者数**は後期高齢者医療制度が開始した平成20年度から令和7年度（見込み）までの間に**約34.7%減少**しています。
- 令和7年3月末現在の**平均年齢は52.9歳**、**65～74歳の前期高齢者は42.3%**を占めています。

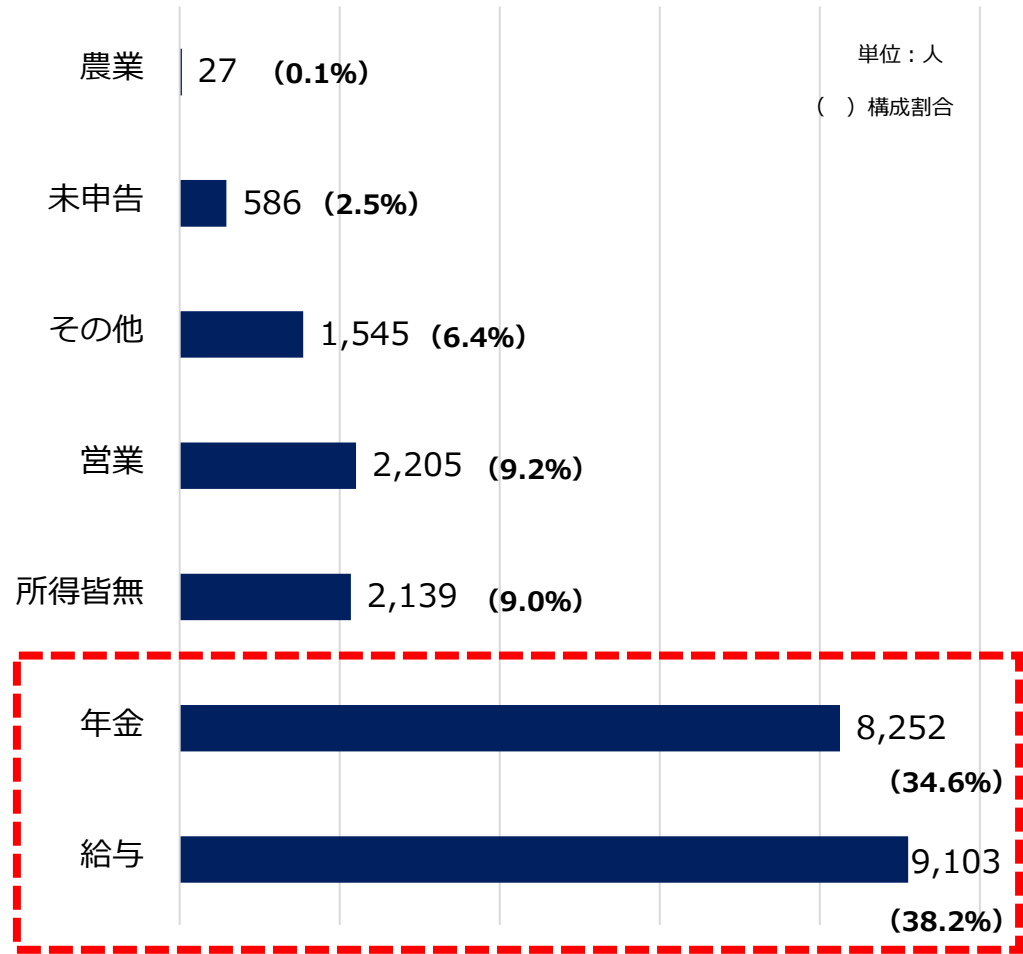
単位：人



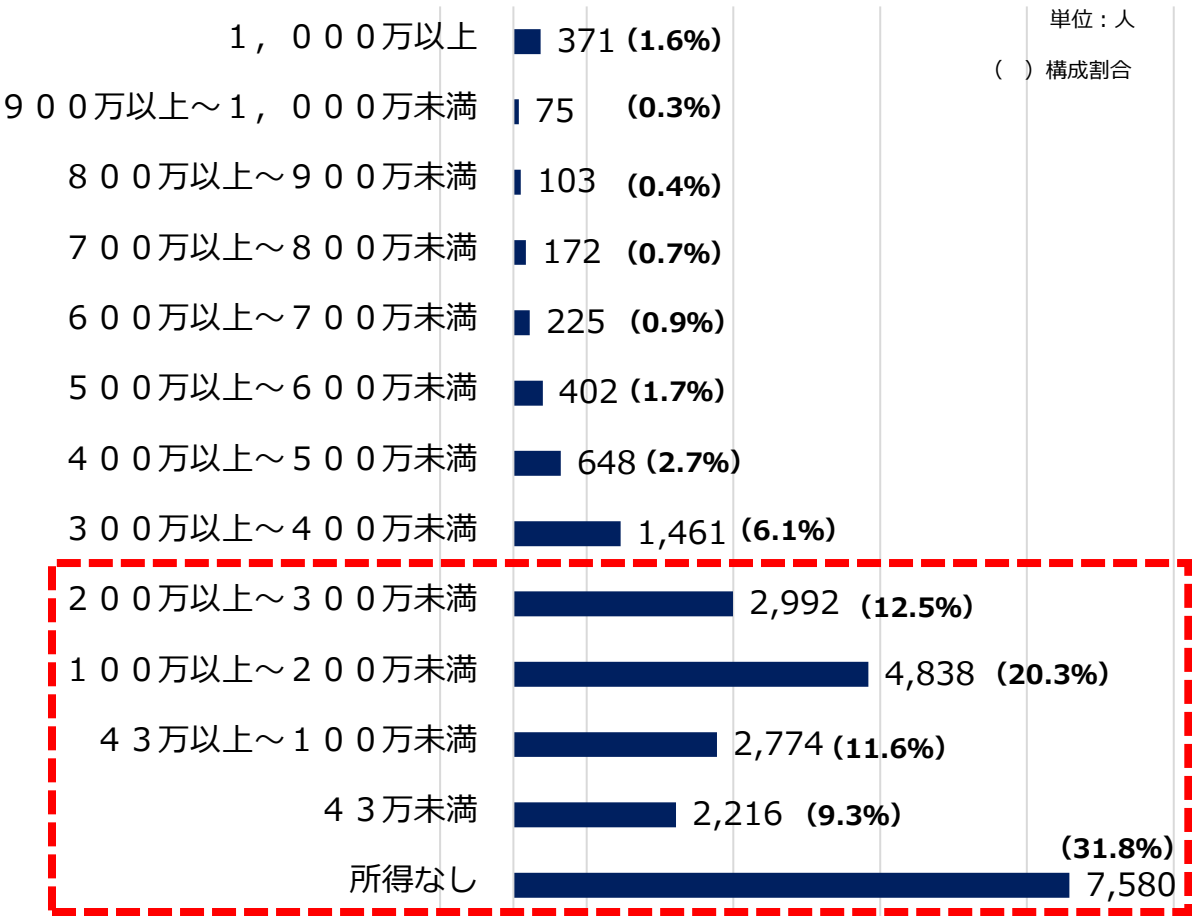
- 所得種別別納付義務者数は給与と年金の割合が多く、当該2項目で約7割を占めています。
- 所得段階別納付義務者数は「所得なし」が最も多く占めています。また、「所得なし」から300万未満で9割弱を占めています。

所得種別別納付義務者数（令和5年度）

※複数所得の方は最も多い所得で集計

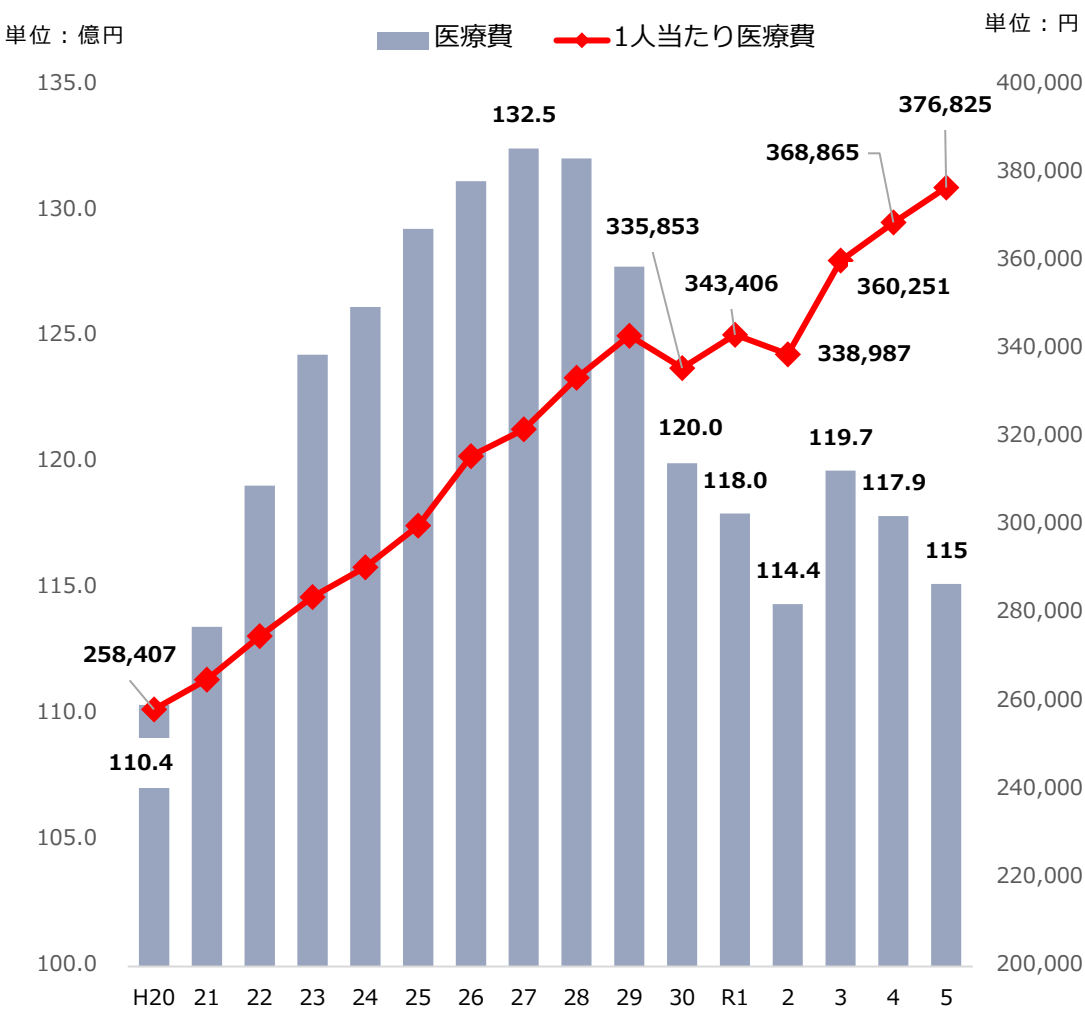


所得段階別納付義務者数（令和5年度）

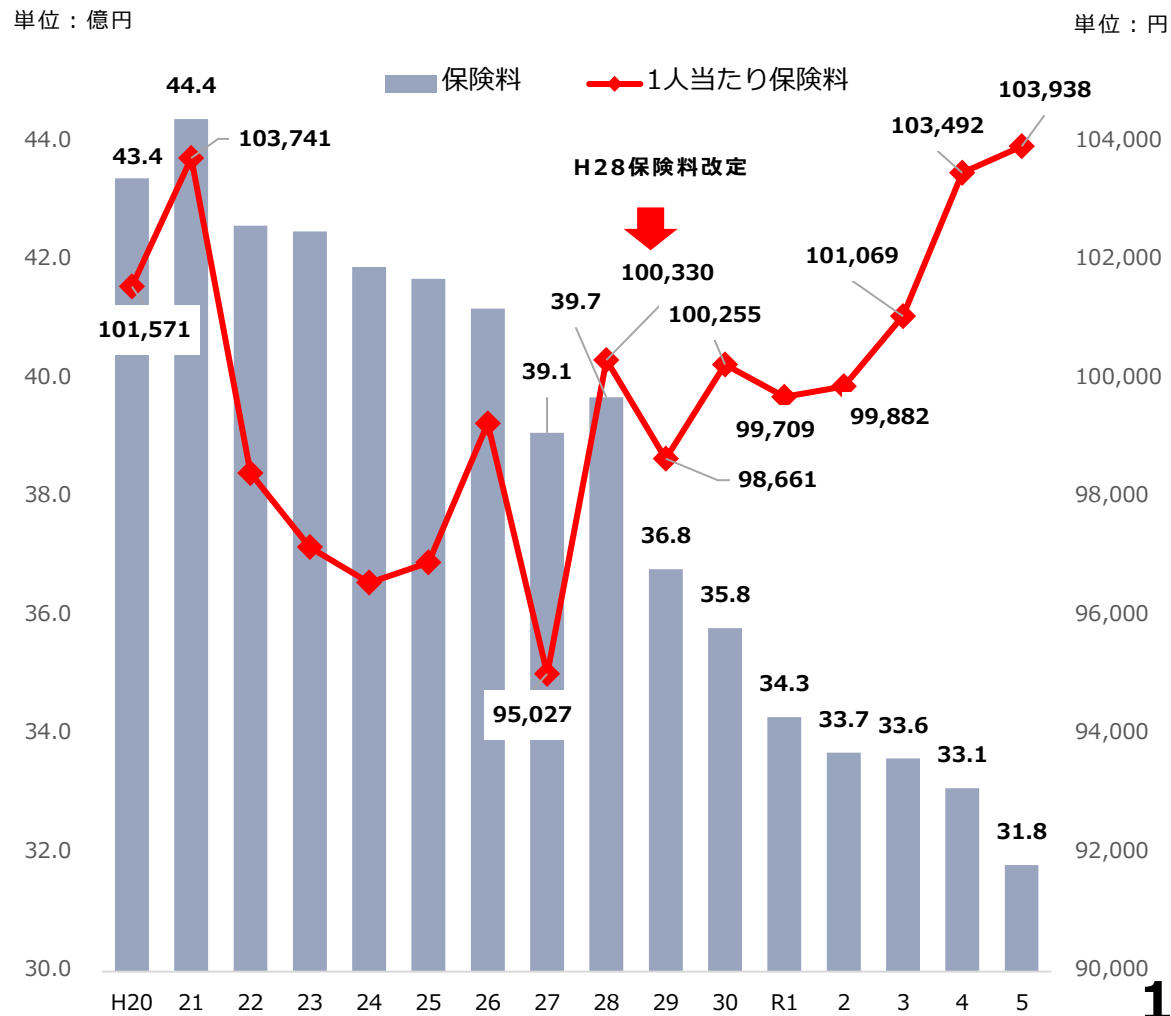


- 本市国民健康保険の医療費総額は平成27年度をピークに年々減少傾向ですが、1人当たり医療費は年々増加しています。
- 保険料調定額（現年分）は平成21年度をピークに減少傾向ですが、1人当たり保険料調定額は近年増加傾向にあります。

## 医療費の推移



## 保険料調定額の推移

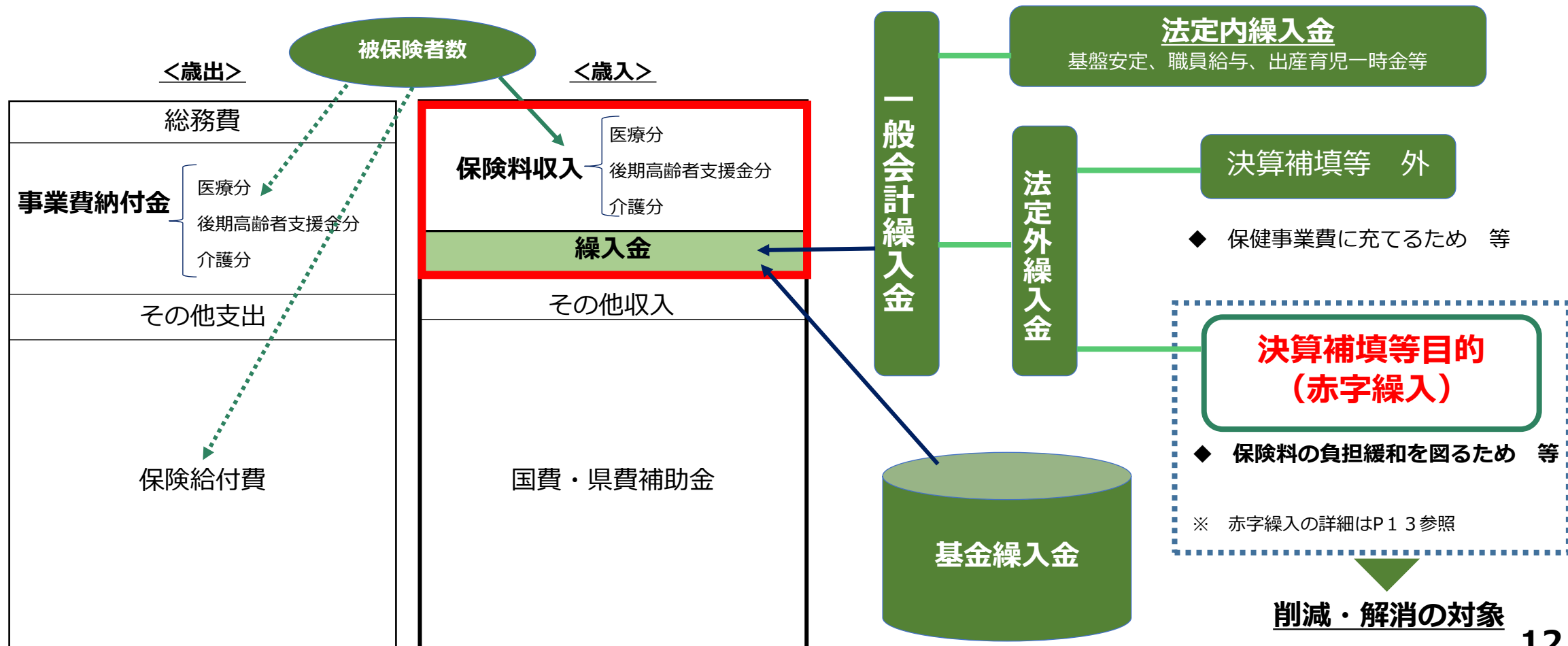


## (1) 国民健康保険特別会計の仕組みについて

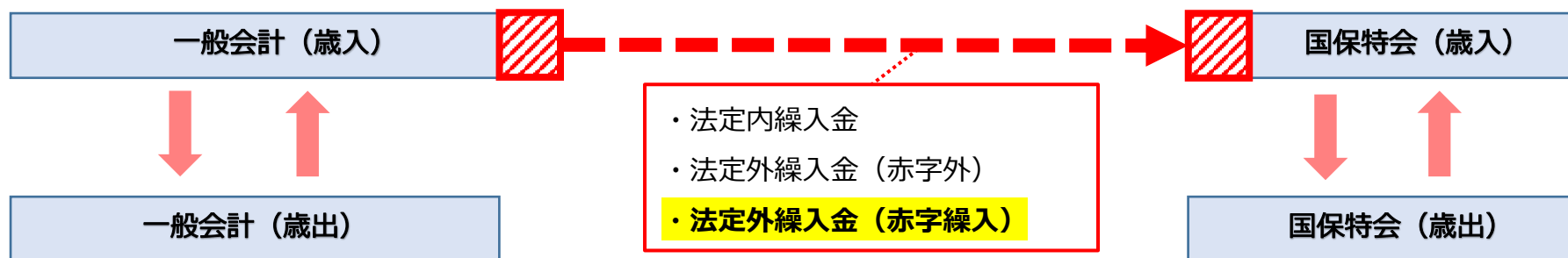
- 国民健康保険は、法令上、一般会計と区分して特別会計を設けて経理するため、独立採算が原則です。
- 具体的には、必要な歳出として求められる県への**事業費納付金等に見合った保険料収入等を確保する必要があります。**
- なお、保険給付費（医療費の市負担分）については、全額県の補助金により賄われるため、直接的に収支に影響は及ぼしません。

## (2) 繰入金の仕組みについて

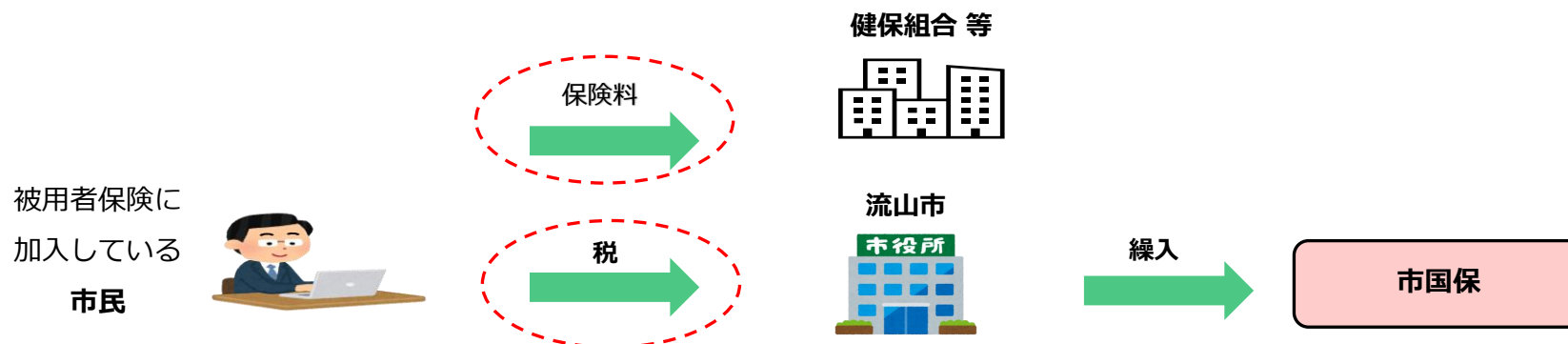
- 繰入金は、「基金からの繰入金」と「一般会計からの繰入金」があります。
- また、一般会計からの繰入金は「法定内繰入」と「法定外繰入」に大別されます。
- さらに、法定外繰入は、「決算補填等外繰入」（赤字外繰入）と「決算補填等目的繰入」（赤字繰入）に分かれます。



- 市の会計は、①一般会計 ②特別会計 ③企業会計 の3つに大別され、会計ごとに、歳入と歳出を収支均衡させる「独立採算」が原則です。
- 国保事業は特別会計が設けられているため、国保関連の歳入（保険料、交付金等）により国保関連の歳出（事業費納付金、保険給付費等）を賄うことが原則です。⇒「給付」と「負担」の対応関係が明瞭に
- 一方で、流山市国保は現在、一般会計から繰入を行っています。



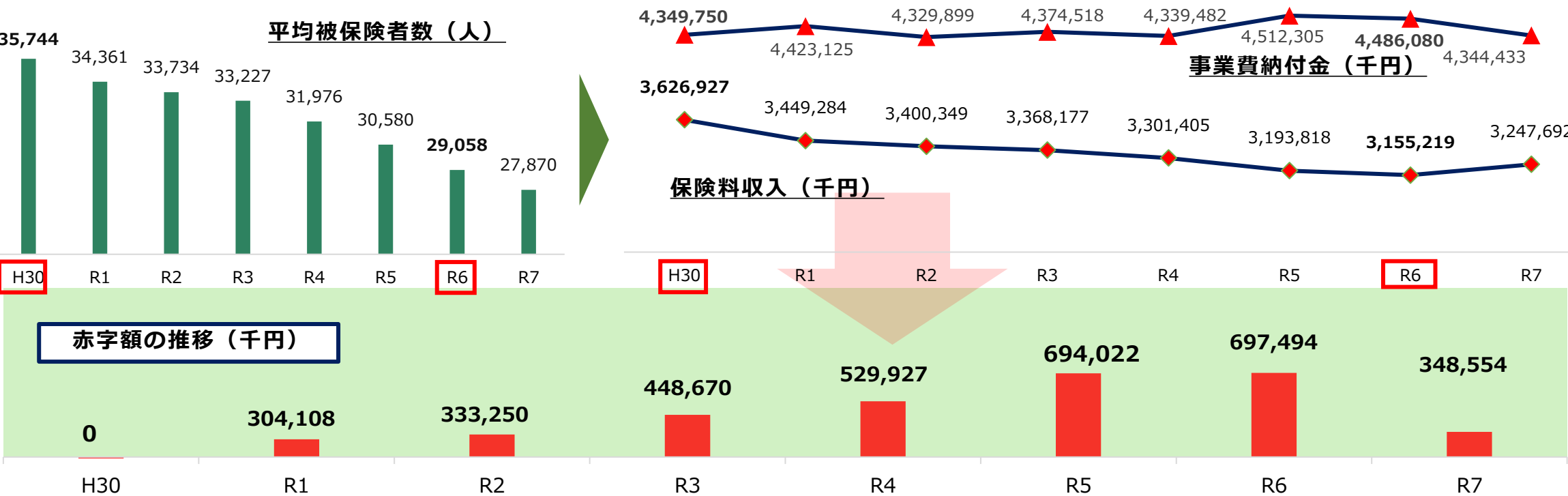
- 法律に繰り入れることが明記されている「法定内繰入金」に対し、「法定外繰入金」は法律の定めによらず、市町村の判断で独自に行う措置とされており、特に赤字繰入については国等から削減・解消するべきものとされています。
- 本来、保険料で確保すべき収入部分を赤字繰入で賄うことにより、結果的に国保被保険者の負担緩和につながっています。
- 一方で、繰入金の財源として一般会計の歳入（税収入等）が用いられているため、国保以外の流山市民も実質的に負担していることとなります。⇒ 保険料の2重負担



○ 本市国民健康保険は、**被保険者数の減少**により**保険料収入が減る一方、千葉県に支払う事業費納付金は高止まりしており※、国保特別会計の収支不足（赤字）は年々増加しています。**➡ **平成30年度から令和6年度までの間に、平均被保険者数は6,686人の減少、保険料収入は約4億7千万円減少、事業費納付金は約1億4千万円の増加。**

- ※ 1人当たりの事業費納付金が増加していること、高齢化に伴い後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度 への拠出）の事業費納付金が増加していること等が高止まりの要因となっています。
- そのため、本市は**第2期事業財政健全化計画（令和6年度から11年度）**を策定し、**赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率を設定すること**を方針としました。
- そして、国保制度を今後も持続可能な制度として維持し財政運営の健全化を図るため、まずは令和7年度からの新料率を適用しました。

下記数値は令和6年度までは実績値、令和7年度は補正後の予算額等



|           | H30 | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 赤字額（収支不足） |     | 304,108 | 333,250 | 448,670 | 529,927 | 694,022 | 697,494 | 348,554 |
| 内) 赤字繰入   |     | 304,108 | 333,250 | 348,670 | 528,443 | 394,022 | 167,494 | 348,554 |
| 内) 基金繰入   |     | 0       | 0       | 100,000 | 1,484   | 300,000 | 530,000 | 1       |

## （１） 改定内容について

- 千葉県は県内市町村の令和12年度までの赤字繰入解消、令和12年度以降の県内保険料完全統一化を目指しているため、本市保険料と県が示す標準保険料の乖離を是正する必要があります。  
➡納付金を賄うための保険料の参考として県が示す「標準保険料」と本市保険料を比較すると1人当たり31,873円の乖離が生じている。  
（乖離額の内訳： 医療分12,864円 / 後期分15,380円 / 介護分3,629円）
- そのため、保険料3区分のうち、まずは、1人当たりの標準保険料と本市保険料の乖離額等が最も大きい後期高齢者支援金分について、標準保険料に近づけた新料率を適用します。
- 保険料率は、現行の所得割2.20%を1.03%引き上げ、3.23%とし、均等割5,500円を7,200円引き上げ、12,700円とします。

| 区分  | 応能分  |         | 応益分     |  |
|-----|------|---------|---------|--|
|     | 所得割  | 均等割     | 平等割     |  |
| 医療分 | 7.3% | 19,200円 | 15,600円 |  |
| 後期分 | 2.2% | 5,500円  | —       |  |
| 介護分 | 1.6% | 12,600円 | —       |  |

【改定前：3区分別保険料】

【改定後：後期高齢者支援金分 保険料】

| 所得割    | 均等割     |
|--------|---------|
| 3.23%  | 12,700円 |
| +1.03% | +7,200円 |

現料率と比較

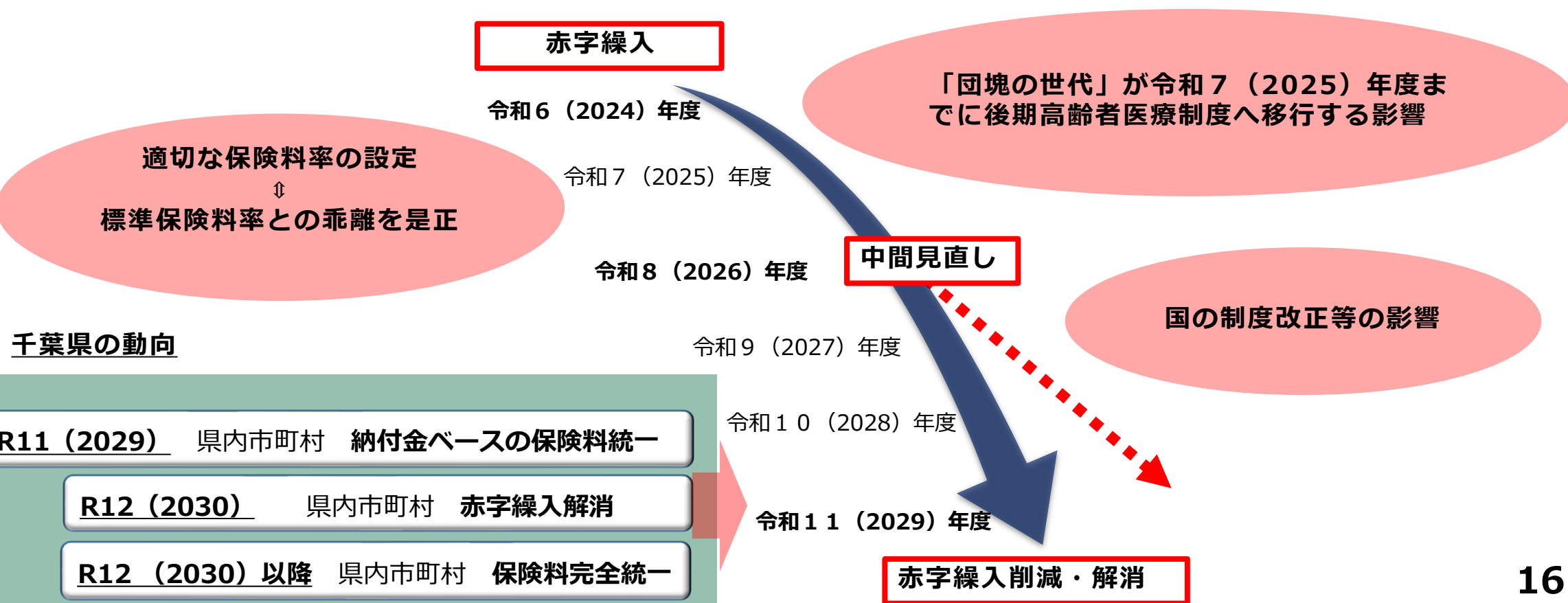
## （２） 改定後の保険料増加額等について

- 現状の被保険者及び所得に新料率を適用した結果、**保険料収入額が約3.3億円増加する見込み**となります。  
※ ただし、令和7年度の保険料収入増加額は、被保険者数の変化及び社会経済情勢等により見込みと異なる可能性があります。
- また、**1人当たり平均保険料の増加額は、年間11,923円、月額994円**となります。

| 項目            | 新料率適用後              |
|---------------|---------------------|
| 1人当たり平均保険料増加額 | 年 11,923円<br>月 994円 |
| 1人当たり平均保険料額   | 年 115,322円          |
| 保険料収入増加額      | 329,597,710円        |

## ① 第2期計画期間中の赤字繰入削減・解消に向けた方針 = 赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率の設定

- 第2期計画が開始する令和6（2024）年度以降も、引き続き被保険者数は減少し、保険料収入も減少する見込みです。
- 県に支出する事業費納付金は今後も高止まりとなる見込みであり、その結果、赤字繰入額は増加又は一定規模維持される見込みです。
- また、県は県内市町村単位で、令和11（2029）年度に納付金ベースの保険料統一、令和12（2030）年度に赤字繰入解消、令和12（2030）年度以降の保険料完全統一を目指していますが、現在、本市の保険料率と県が示す市町村標準保険料率に乖離が生じています。
- これらのことから、令和11（2029）年度までに本市の保険料率と市町村標準保険料率の乖離を是正し（＝赤字繰入削減・解消に向けた適切な保険料率の設定）、赤字繰入の削減・解消を目指します。
- なお、第2期計画中間年度の令和8年度に中間見直しを実施し、赤字解消年度等を再検討します。



### **（３）子ども子育て支援金制度の導入について**

# 1. 子ども・子育て支援金制度とは

- 国は、令和10年度までに3.6兆円の予算を充てる「こども・子育て支援加速化プラン」をとりまとめました。
- その後、当該プランを賄う安定財源の一つとして「子ども・子育て支援金制度」の創設を含む子ども・子育て支援法などの改正法が、令和6年6月12日に成立しました。
- 令和8年度以降、保険者が医療保険の保険料等と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納付します。
- 支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円規模となる予定です。

## こども・子育て支援加速化プラン

## こども家庭庁



- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ✓ 児童手当の抜本的拡充    | ✓ 出生後休業支援給付          |
| ✓ 妊婦のための支援給付    | ✓ 育児時短就業給付           |
| ✓ こども誰でも通園制度の創設 | ✓ 国年1号被保険者の育児期間保険料免除 |



市町村国保など



会社の保険など

## 2. こども・子育て支援加速化プランの支援金対象事業について

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

児童手当の抜本的拡充  
(R6.10~)

- ・所得制限の撤廃
- ・高校生年代までの支給期間の延長
- ・第3子以降の支給額増額（3万円）

出産・子育て応援交付金  
(予算事業)

妊婦のための支援給付  
(R7.4~制度化)

- ・妊婦であることの認定後に5万円、妊娠後期以降に届出を受けた妊娠している子どもの数×5万円を支給

R5~試行事業

希望自治体実施

乳児等のための支援給付（令和8年度より全国実施）

- ・こども誰でも通園制度。保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる（こども1人当たり10時間/月）



出生後休業支援給付  
(R7.4~)

- ・子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当給付



育児時短就業給付  
(R7.4~)

- ・こどもが2歳未満の期間に、時短勤務によって賃金が低下した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給



国年1号被保険者の育児期間保険料免除(R8.10~)

- ・自営業者やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

#### 現在の社会保険制度

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高  
齢世代が受ける構図



#### 子ども・子育て支援金制度



子どもや子育て世代を全世帯、全経済主体が支  
える新しい分かち合い、連帯の仕組みへ

#### 理念・意義

##### 子どもや子育て世代

支援金制度を財源とした少子化対策による給付拡充 ➡ 少子化トレンドの反転を実現

##### 高齢世代や子育て中でない方

実効性のある少子化対策によって国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆  
保険制度の持続可能性を高める

#### 制度創設に係る実質的な負担は生じない仕組み

この範囲内で  
支援制度構築

軽減効果

社会保障負担率

歳出改革

保険料負担

国民所得

賃上げ

子ども1人あたり平均146万円の給付拡充  
(0歳～18歳までの間)

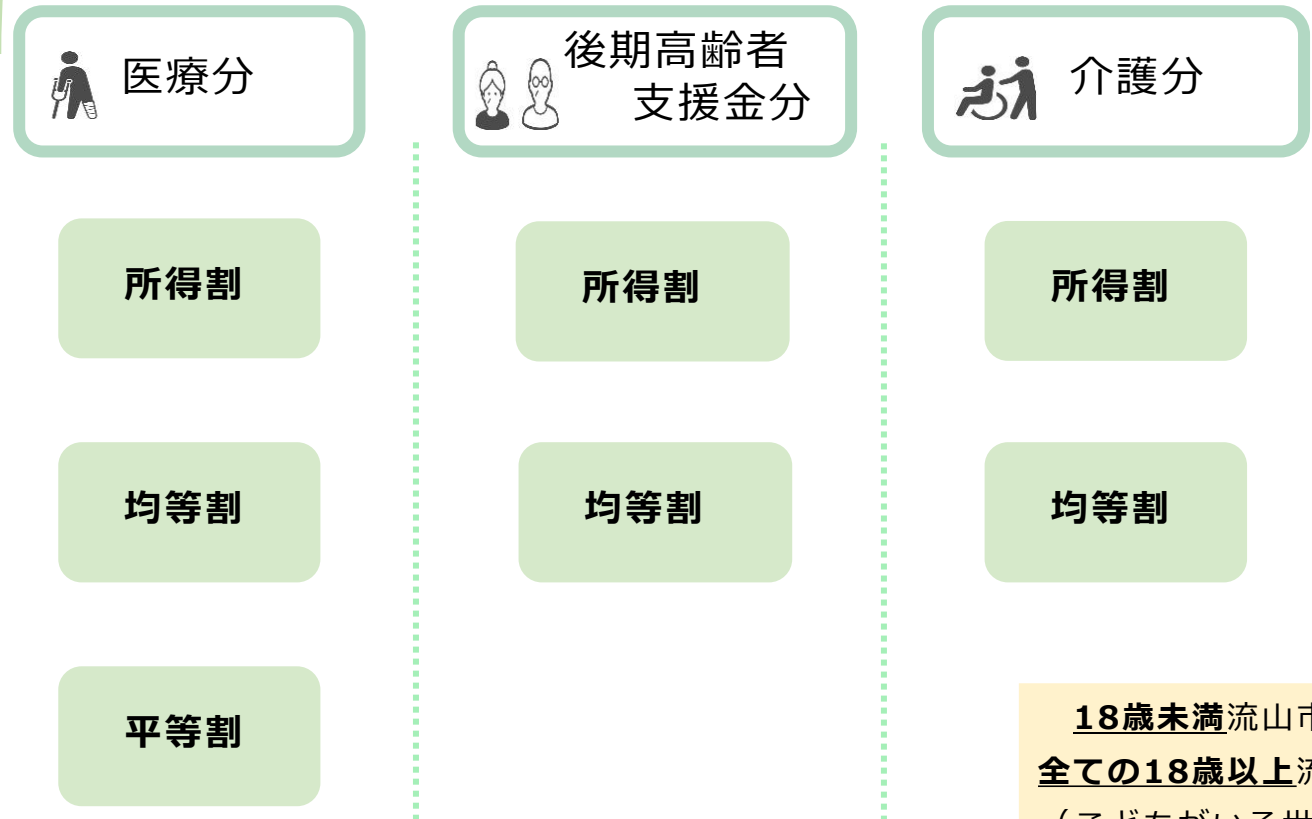


## 4. 国民健康保険料について

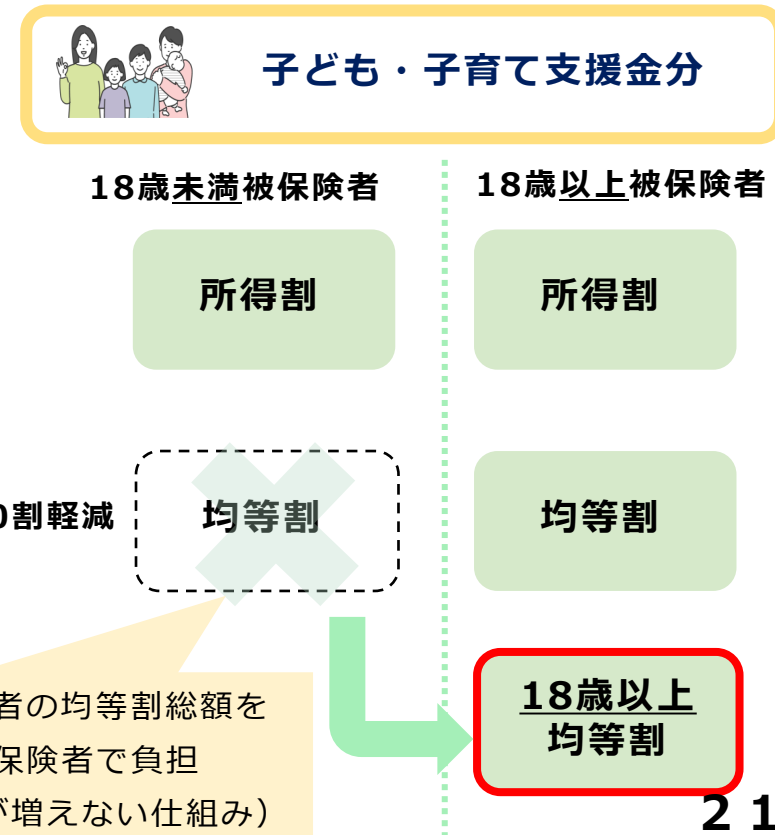
- 国民健康保険料は、医療費の財源となる「**医療分**」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「**後期高齢者支援金分**」、40歳から65歳未満までの介護保険第2号被保険者の方が納める「**介護分**」の3区分から構成されています。
- これらに加え、令和8年度からは新たに**子ども・子育て支援金の賦課・徴収**が必要となります。
- 当該支援金の賦課方式は「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「**18歳未満被保険者**」は均等割が賦課されませんが、「**18歳以上被保険者**」は均等割の他、**18歳以上均等割**が賦課されます。

※ 「18歳未満被保険者」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

### 現行の流山市国民健康保険の賦課方式



### 令和8年度から（例：2方式の場合）



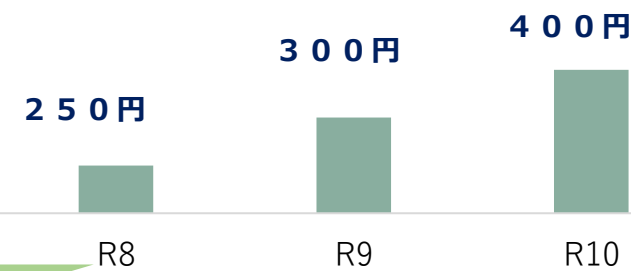
**18歳未満**流山市国保被保険者の均等割総額を  
**全ての18歳以上**流山市国保被保険者で負担  
（こどもがいる世帯の拠出額が増えない仕組み）

# 5. 被保険者への影響について（国の試算）

■ 国の試算によると国民健康保険の「加入者1人当たり支援金額（平均月額）」は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みです。

※ 見込みについては、国全体の国民健康保険の加入者平均となっており、被保険者の所得に応じて、実際に賦課される支援金額に差異が生じます。

加入者1人当たり支援金額(平均月額見込)



国保：年収別1人当たり支援金  
(平均月額見込、令和10年度ベース)

| 年収    | 1人当たり支援金       |
|-------|----------------|
| 800万円 | 1,100円         |
| 600万円 | 800円           |
| 400万円 | 550円           |
| 300万円 | 400円<br>(2割軽減) |
| 200万円 | 250円<br>(2割軽減) |
| 160万円 | 200円<br>(5割軽減) |
| 80万円  | 50円<br>(7割軽減)  |



制度別1人あたり支援金額（平均月額見込）

|                 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----------------|-------|-------|--------|
| 全制度平均           | 250円  | 350円  | 450円   |
| 被用者保険           | 300円  | 400円  | 500円   |
| 協会けんぽ           | 250円  | 350円  | 450円   |
| 健保組合            | 300円  | 400円  | 500円   |
| 共済組合            | 350円  | 450円  | 600円   |
| 国民健康保険<br>(市町村) | 250円  | 300円  | 400円   |
| 後期高齢者<br>医療制度   | 200円  | 250円  | 350円   |

※ 「制度別1人あたり支援金額」について、被用者保険の見込額は、事業主負担分を除いた本人拠出分。また、後期高齢者医療制度の見込額は国全体の加入者平均。

# 6. 今後のスケジュールについて

- 国から詳細なスケジュールは示されていませんが、令和 8 年度の施行に向けて厳しい作業日程が予想されます。 ※ 下記スケジュールは今後変更の可能性があります。



|                 | 令和 7 年度                                       |                                               |                                                | 令和 8 年度                         |
|-----------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------|
|                 | 7 ～ 9 月                                       | 1 0 ～ 1 2 月                                   | 1 ～ 3 月                                        | 4 月 ～ 6 月                       |
| こども家庭庁<br>厚生労働省 | ・ 条例参考例発出                                     | ・ 政令・省令の公布等<br>・ 納付金算定ガイドライン<br>の発出           | ・ 政令の公布（賦課限度額）                                 | 4 月：法律施行                        |
| 千葉県             | ・ R8納付金 <b>仮算定</b><br>・ R 8 標準保険料率 <b>仮算定</b> | ・ R8納付金 <b>本算定</b><br>・ R 8 標準保険料率 <b>本算定</b> |                                                |                                 |
| 流山市             |                                               | ・ 条例改正案策定<br>・ 当初予算案策定<br>・ 国保運営協議会諮問・答申      | <div>R8第1回定例会<br/>・ 条例改正案<br/>・ R8予算案 上程</div> | 4 月：制度開始<br><br>6 月：納入通知書<br>発送 |

※ 子ども・子育て支援金は、法律施行により、国が示す子育て施策のための必要額を市町村等を含めた全ての保険者が納付する義務を負うため、当該制度導入に伴う市民参加条例第 5 条第 1 項に基づく市民参加手続きは実施しない予定です。